

議員案第1号

佐野市議会会議規則の改正について

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

令和3年6月18日提出

提出者	佐野市議会議員	鈴木靖宏
賛成者	佐野市議会議員	菅原達
	〃	小暮博志
	〃	川嶋嘉一
	〃	横井帝之
	〃	小倉健一
	〃	滝田洋子

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則

佐野市議会会議規則（平成17年佐野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第83条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。

第131条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

本会議及び委員会の欠席事由を明文化し、及び請願者の押印の扱いを改めるため本規則を改正したいので提案するものです。

議員案第1号参考資料

佐野市議会会議規則の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u> (法人の場合にはその名称及び代表者の氏名) を記載し、<u>請願者が押印</u>をしなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地</u>を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p>
<p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p>3 <u>前2項</u>の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>